

広島県告示第九百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、令和六年十月二十四日までの間、縦覧に供する。

令和六年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

虫道廿日市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
廿日市市玖島字上吉末八九八番一地从先から 廿日市市玖島字下吉末九七〇番一地从先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	九・四〇	四・四〇 〇・三〇	
	九・九〇 七・九〇 一	一九〇・二〇	
	一九〇・二〇		幅